

令和2年度各部定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

目黒区監査委員監査基準に準拠して行った監査の内容は以下のとおりである。

1 監査の種類

各部定期監査

2 監査実施期間

令和2年4月6日（月）から令和2年12月18日（金）まで

3 監査の対象

令和元年度の財務に関する事務の執行状況等

4 監査対象部局及び日程

別添「令和2年度各部定期監査日程表」のとおり

5 監査の実施内容及び着眼点

各部定期監査は、令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に基づき、適正かつ効果的に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているか等について、以下の各項目を着眼点として実施した。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効率的・効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 従前の指摘事項が是正されているか。

6 監査の方法

書類調査及び説明聴取の方法により実施した。

7 監査委員の除斥

監査委員のうち、宮沢宏行監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、議会費に関する監査には関与していない。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

ア 臨時職員の雇用承諾書兼勤務条件明示書の雇用予定日数と勤務実績が合わないものがあった。

(人権政策課、生活衛生課)

イ 臨時職員出勤簿の整理誤りにより、賃金支払額に過不足が生じているものがあった。

(土木管理課、学校運営課)

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

ア 非常勤職員、臨時職員の旅費について、定期券等調整の誤り、運賃算定の誤り、集計の誤りにより、支給額に過不足が生じているものがあった。

(スポーツ振興課、戸籍住民課、健康福祉計画課、保健予防課、介護保険課、高齢福祉課、障害施策推進課、生活福祉課、子育て支援課、保育課、道路公園課、住宅課、学校ICT課、教育指導課、教育支援課、生涯学習課)

イ 健診受診のための旅費を支給対象者である産休育休代替臨時職員に支給していなかった。

(スポーツ振興課)

ウ 臨時職員の賃金について、勤務日数の入力誤りにより、過不足が生じた。

(土木管理課)

エ 非常勤職員報酬について、病気休暇に伴う減額時間の誤りにより、支給不足があった。

(教育支援課)

オ 賃金・報酬支払台帳や支払調書作成台帳の作成漏れ、記載誤りがあった。また、そのために法定調書の作成漏れや誤った内容の同調書を送付したものがあった。

(産業経済・消費生活課、オリンピック・パラリンピック推進課、子ども家庭支援センター、教育指導課)

カ 委員謝礼について、賃金・報酬支払台帳だけではなく、誤って支払調書作成台帳も作成した。そのため、法定調書の作成誤りや誤った内容の同調書を送付していた。

(長期計画コミュニティ課)

(3) 会計事務における事務処理を誤っていたもの

ア 金券(図書カード等)の購入に伴う金券受払簿について、記入内容に不備があった。

(広報課、人権政策課、教育指導課)

イ 現金出納簿に残高を超えた支出金額が記載されていた。

(地域振興課)

ウ 契約相手方の公認会計士事務所（個人事業主）を法人と誤認したため、源泉徴収税の徴収漏れが生じ、延滞税を発生させた。

(監査事務局)

エ 住区会議室使用料については、従来、収入事務受託者である指定管理者から区民生活部長へ、会計事務規則第30条第2項ただし書及び平成12年1月21日付け目録第221号の兼用例「調定額報告書兼収納金収入報告書」により報告されていた（平成27年10月1日付け目録第422号で再通知あり）。

元年6月に施設予約システムが変更されたが、それ以降の報告書には、決められた会計科目、調定金額、収納金額等の項目が漏れていた。

(東部地区サービス事務所)

(4) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

ア 物品購入に当たり、2件以上の契約を同日や短期間に、同一業者や同種の別業者と行っていた。

(碑文谷保健センター、高齢福祉課)

イ 契約事務において契約相手方から提出を受け、保管しなければならない見積書、納品書、完了報告書が保存されていないものがあった。

(保育課、土木管理課、教育指導課)

(5) 要綱、要領の規定に基づく事務処理を誤っていたもの

ア 目黒区保育所等における児童の安全対策強化事業補助金について、申請金額及び実際の交付額よりも多い金額で交付決定されているものがあった。また、同補助金交付要綱第17条及び第19条に定める実績報告書の受理や補助金の額の確定等がなされていなかった。さらに、同補助金交付要綱第18条に規定する消費税仕入控除税額について、税額が確定した場合は遅くとも翌々年度の6月30日までに区長へ報告しなければならないところ、平成30年度分について報告されていなかった。

(保育課)

イ 目黒区介護タクシー利用補助事業実施要領第3条第5項に規定する高額利用補助の支払については、介護タクシー高額利用補助支給額通知書により通知するとなっているが、通知についての起案がないまま、通知されていたものがあった。

(障害者支援課)

(6) 指定管理者導入施設における労働環境モニタリング業務委託の事務処理を誤っていたもの

社会保険労務士（法人）と契約した労働環境モニタリング業務委託について、支払調書作成台帳を作成していなかった。また、支払調書の作成も漏れていた。

(経営改革推進課、地域振興課、スポーツ振興課)

2 意見・要望事項

今回の監査において、改善に向けて検討を要すると思われる事項等も見られたので、以下のとおり意見・要望を述べる。

なお、共通事項と個別的事項の一部に関しては、昨年12月に既に通知済みであり、今回は同月以降に説明聴取を行った所管に係る残りの個別的事項についてお伝えする。

(1) 区民生活部関係

ア 豊かな地域コミュニティの形成と支援について

平成29年12月にまとめられた「コミュニティ施策の今後の進め方」と「コミュニティ施策に係る当面の具体的取組」に基づき、現在、住区住民会議と町会・自治会の周知度向上や情報発信支援等に取り組まれている。

こうした中で、昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大により、地域コミュニティ活動の萎縮が懸念される状況が見られた。そのため、啓発リーフレット「新しい日常の中でのコミュニティ活動」が作成され、さっそく区内活動団体に周知されて、必要な対応が図られている。

所管においては、このような様々な支援を長い目で着実に推進していく意向で

ある。関係者の意見を踏まえ、デジタル化や若い人の活用など参考となる事例の紹介も行いながら、引き続き具体的な支援策に取り組んでほしい。

また、近年、介護保険における生活支援体制整備事業（協議体の整備、生活支援コーディネーターの配置）や社会教育士（学びを通じて、人づくりと地域づくりに中核的な役割を果たす専門人材、社会教育主事に認められる新しい称号）の創設に見られるように、地域コミュニティに課題解決や活躍の場を求める新たな動きも生じている。

地域コミュニティの形成と支援に係る施策の推進においては、こうした関連する活動も視野に入れながら、必要ならば調整等を行い、相乗作用がよく働くよう努めることを要望する。

(地域振興課、各地区サービス事務所)

イ 住民税扶養親族調査における事故について

元年9月に区が行った住民税扶養親族調査により、DV等支援措置対象者の現住所が加害者とされる者に伝わるという事故が生じた。この結果、同対象者等は、精神的な衝撃を受けたことはもとより、一時避難や転居を余儀なくされ、区はその対応を行うとともに、諸費用などの損害を賠償したところである。

個人情報の保護やDV被害者の支援等に当たるべき区が、こうした事故を発生させたことは遺憾である。個人情報を扱う事務処理におけるリスクを改めて点検し、再発防止策を徹底されたい。

(税務課)

(2) 産業経済部関係

新型コロナウイルス感染症拡大への対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大下における事業継続に関しては、商工相談員の増員、緊急融資のあっせん、融資支援金の給付、プレミアム付商品券の発行など、大規模な事業を含む中小企業等に対する支援がこの間なされた。国や都の対策と相まって、資金繰りや同感染症流行の状況に合わせた業務内容の工夫等、事業継続の支えとなってきた。

その中で、本年1月には、2回目の緊急事態宣言が発せられるなど、経済や区民生活の状況は、一層厳しさが増しており、現在これまでの対策の延長や助成の充実等が図られている。今後も、区内事業者等を取り巻く事態の変化に即した、スピード感ある援助が求められる。関係者の意見を聞きながら、様々な方法で十分に現状を把握し、国や都の施策と連携を図りつつ、更にその支援に努められたい。

(産業経済・消費生活課)

(3) 文化・スポーツ部関係

交流事業について

元年度においては、大韓民国ソウル特別市中浪区との友好都市協定が締結されたが、中華人民共和国北京市東城区を含めた三区間交流は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自粛されている。国内交流でも、人との接触を伴う行事などは中止され、角田市や気仙沼市との間では、オンラインによる交流が実施された。

このように両事業は、同感染症の流行によって、大きな制約を受けており、関係者の往来が再開できるのは、その収束を待つという状況にある。

そうした制限された環境のもとでは、オンラインによる事業展開に今後の可能性が見いだせる。国際交流においては、国情の違いにより、インターネットでの交流が難しい場合もあるとのことだが、国内交流では、更に活用の余地があると思われる。単に同感染症対策ということだけでなく、将来の新たな交流スタイルを生み出すような考え方で、多彩な手法を検討し、実現してほしい。

(文化・交流課)

(4) 健康福祉部関係

ア 包括支援体制の構築等について

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など福祉の各分野を超えた包括的な支援体制の構築を目指し、元年度に中核組織として福祉総合課が設けられた。そこでは、個人や世帯が抱える複合的な課題を丸ごと受けとめ、解決に向けた取組が進められている。

さらに、2年度には、地域包括支援センターの事業拡大（障害者を対象とした業務を追加）も行われ、体制強化が図られたところである。

こうした間口の広い窓口を機能させるには、担当者に保健福祉分野に係る広範な知識、深い見識や調整力等が必要であり、時間をかけた人材育成が求められる。現在、ソーシャルワーク機能の向上を図る趣旨で、既に相談支援機関と区関係所管の職員を対象とする『飛躍』という人材育成プログラムが策定され、研修も実施されている。

加えて、その担当者を支え、窓口が組織として的確に機能するためには、一般職員だけでなく、現場を束ね、民間事業者の指導等もできる中核人材が重要となる。リーダーを含めた重層的な育成を心がけてほしい。

また、民生委員・児童委員のなり手不足への対応やその負担軽減を図る必要性も背景に、現在コミュニティ・ソーシャルワーカーの設置が新たに検討されている。

支援を必要とする人たちを地域の中から見つけ出し、その生活環境を踏まえ、区民と連携して課題解決に取り組むのが役割のことである。したがって、職務は、民生委員・児童委員や生活支援コーディネーターの活動と一部重なる。

現実的な必要性は理解できるが、一方で、地域福祉の最前線の仕組みが複雑化し、関係機関には新たな調整コストを生じさせる。おそらく区民にとっても、わかりにくい体制と映るのではないかと思われる。

設置する場合には、生活支援コーディネーターとの統合など、こうした課題の発生を回避する方策を含めて検討されたい。

(健康福祉計画課、福祉総合課)

イ 高齢福祉施設指定管理者運営評価について

異なる指定管理者が運営する在宅ケア多機能センター（3か所）の元年度の運営状況を見ると、利用料金制による収支状況において、黒字のセンターが1か所（1, 155万円余）、赤字のセンターが2か所（△4, 855万円余と△1, 437万円余）となっている。背景にある要因を含めて、その経営能力等を判断する重要なポイントであると思われるが、現在の運営評価では、この点が評価項目に含まれていない。

より適正な評価のため、収支の決算状況をその対象に加えることについて検討されたい。

(高齢福祉課)

（5）健康推進部関係

新型コロナウイルス感染症対策について

昨年2月に区内で感染者が発生以来、2度の緊急事態宣言を経て、都や他課からの応援者を含め、新型コロナウイルス感染症に係る業務に、平日休日や昼夜を分かたず忙殺されている。区民相談、PCR検査センターの開設、同検査の調整、疫学調査、陽性者の体調管理や入院調整、自宅療養者のフォローアップなど、幅広く対応してきた。その大いなる働きによって、制御不能な感染拡大は何とか食い止められてきている。その功績を改めて高く評価したい。

膨大な業務処理や職員の心身の疲労対策など、困難な状況下において、対処すべき課題は多いと思われる。この間、都や医療機関と連携し、他部局に必要な応援を求め、既に打てる手は打ち尽くしている感はあるので、やはり今後は迅速で円滑なワクチンの接種に期待がかかる。

関係機関と協力し、システム整備、相談窓口の設置や計画策定などの準備を速やかに進め、接種体制を調整・確立し、着実に取り組んでほしい。

(感染症対策課、新型コロナ予防接種課)

(6) 教育委員会関係

学校における情報端末の整備について

国のG I G Aスクール構想を踏まえ、次代を担う子どもたちにふさわしい学習環境を目指し、情報端末と通信手段の整備が進められている。区立小・中学校の児童・生徒に1人1台環境を実現するべく、本年1月から2月にかけて、配備されつつある。また、あわせて教員においても、同様の環境が整えられる。

新しい機器に依拠する学習が、これから時代に即した、子どもたちの成長に大きく寄与することを期待したい。指導する教員への支援を行いながら、子どもたちの興味関心、思考、行動などに与える影響や、それらが引き起こす変化を十分に見極め、学校現場でそのメリットがよりよく生かされるように努めてほしい。

(教育指導課)

3まとめ

令和2年度各部定期監査は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた関係所管の業務の状況を踏まえ、例年と執行時期を変えて実施した。繁忙を極める中で御協力いただいた各所管へは、はじめに感謝を申し上げておきたい。

全体的な監査結果としては、今回監査を行った限りにおいて、その対象となった事務は、おおむね法令に適合し、正確に行われていることが確認できた。

ただ、指摘事項のとおり、旅費の計算違いや契約事務の不適切な処理などの事務ミスはいくつか見られた。この点は、各所管において、改めて注意喚起し、研修やマニュアルでの再確認を行い、誤りを未然に防ぐようにしてほしい。

また、住民税扶養親族調査における事故に鑑み、各所管においても、個人情報に関する事務処理方法を再度点検し、更にその保護を徹底することが求められる。

なお、今回監査事務局において指摘事項が見られたことは、汗顏の至りである。自戒し、今後は適正な事務執行に努めたい。

新型コロナウイルス感染症の拡大が長く続き、厳しい諸情勢の中で、事務事業の執行に当たっている職員も多いと思われる。こうした尽力などにより、区民生活が維持され、同感染症流行による更なる大きな危機の前で、どうにか踏みとどまることができている。その頼もしい仕事ぶりに敬意を表する。

以 上